

答 申 書
(答 申 第 328 号)
令和 3 年(2021 年) 2 月 22 日

1 審査会の結論

北海道警察本部長が、告訴事件等不受理票の「関係者等」欄の「生年月日」欄に記載されている開示請求者以外の個人情報に関する部分を非開示として、個人情報一部開示決定処分を行ったことは、妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

別紙（省略）のとおり

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「〇年〇月〇日に、私が北警察署に告発状を提出した。捜査の結果、受理しなかったことについて、〇年〇月〇日に、警察官が受理しない理由を説明したことが記録されている「告訴事件等相談票」及び「告訴事件等不受理票」に記載されている私（〇〇）の個人情報。添付資料を除く。」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道警察本部長（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、開示請求者に係る「告訴事件等相談票（〇年〇月〇日受理）」及び「告訴事件等不受理票（〇年〇月〇日取扱）」を対象個人情報として特定し、それらに記載された警察官の氏名及び印影を、北海道個人情報保護条例（平成 6 年北海道条例第 2 号。以下「条例」という。）第 16 条第 2 項第 2 号に規定する非開示情報に、「関係者等」欄の「生年月日」欄に記載されている個人情報に関する部分を条例第 16 条第 2 項第 1 号で適用する同条第 1 項第 2 号に規定する非開示情報（以下「1 項 2 号情報」という）に該当するとして、令和 2 年 9 月 23 日付け道本搜 1（強）第 34 号で個人情報一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件処分において非開示とした情報のうち、「関係者等」欄の「生年月日」欄に記載されている個人情報に関する部分（以下「本件情報」という。）について、開示することを求めていることから、本件処分の妥当性について判断する。

(3) 1 項 2 号情報の該当性について

ア 条例第 16 条第 2 項第 1 号で適用する同条第 1 項第 2 号は、開示請求者以外の個人に関する個人情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあると認められるものを非開示情報と定めている。

そして、当該個人の正当な利益が侵されるかどうかについては、具体的には、開示請求者と当該個人との関係や当該個人情報の内容等を勘案して個別に判断されるものであり、個人の正当な利益を侵すおそれがない場合としては、次のような場合が考えられるとしている。

（ア）開示請求者が当該個人情報を知り得る立場にあることが明らかである場合

（イ）当該個人情報が何人でも知り得るものである場合

（ウ）当該個人の同意が得られた場合

イ 実施機関は、1 項 2 号情報に該当するとして非開示とした本件情報について、概ね次のとおり主張する。

（ア）不受理票の「関係者等」欄の「生年月日」欄には、札幌方面北警察署（以下「北警察署」という。）において、請求人から、北海道管区行政評価局行政相談部首席行政相談官室で勤務する特定の職員（以下「関係職員」という。）を公用文書等毀棄罪（刑法第 258 条）で告発したいとする相談を受理し、犯罪が成立しないと判断して当該告発を不受理とした際の、関係職員

の生年月日及び年齢が記載されている。

- (イ) 関係職員の生年月日及び年齢は、北警察署において、請求人からの告発を受理するかどうかを判断するための検査の過程で取得した情報であり、請求人が知り得る立場になく、また、何人でも知り得るものでもない、個人のプライバシーに関する情報である。
- (ウ) そうすると、請求人と関係職員とが告発人と被告発人という関係にあり、また、北警察署において請求人の告発を犯罪が成立しないと判断して不受理としたことを勘案すると、関係職員の生年月日及び年齢は、これを知り得る立場にない請求人に開示することにより、関係職員の正当な利益を著しく侵すおそれがあり、1項2号情報に該当する。
- ウ 当審査会において、本件情報を見分したところ、開示請求者以外の個人に関する情報であって、実施機関が請求人からの告発を受理するかどうかを判断するための検査の過程で取得した情報であり、何人でも知り得るものではないと認められる。

以上のことから、本件情報は開示することにより、関係職員の正当な利益を侵すおそれがあると認められる。

(4) 請求人のその他の主張について

請求人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないため、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和2年11月26日	<input type="radio"/> 諒問書の受理（諒問番号638） <input type="radio"/> 実施機関から関係書類（①諒問文、②審査請求書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し）の提出
令和2年12月11日	<input type="radio"/> 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
令和3年1月14日 (第一部会)	<input type="radio"/> 審査請求人の意見陳述 <input type="radio"/> 実施機関から本件処分の理由等を聴取 <input type="radio"/> 審議
令和3年2月8日 (第一部会)	<input type="radio"/> 答申案骨子審議
令和3年2月15日 (第106回全体会)	<input type="radio"/> 答申案審議
令和3年2月22日	<input type="radio"/> 答申